青年ドイツ騎士団団長A・マーラウンの政治思想

岩 﨑 好 成

Political Thoughts of Artur Mahraun, the Leader of the Jungdeutscher Orden

Takashige IWASAKI

はじめに

ワイマル共和国後半期に現われた種々の「政治闘争団体 politischen Kampfbunde」は、院外の、準軍隊的な組織形態・行動形態をもった政治集団、という基本的性格を共有しながらも、その政治的立場は諸政党同様、様々にわかれていた。例えば、諸団体殆どが反体制的立場をとるのに対し、ひとり議会主義維持を正面から掲げ共和国擁護の旗幟を鮮明にしていたのが、社会民主党・中央党・民主党に後援される国旗団 Reichsbanner であり¹)、一方、反体制派には、共にきわめてラディカルな行動形態を有するナチズム運動の突撃隊 Sturmabteilung der NSDAP や、共産党系の赤色前線兵士同盟 Roter Frontkämpferbund があった。これら三組織は、しかし、政党との結びつきが深く、政党政治運動の補完組織的な性格をもつという点で一致していた。これに対し、同じ反体制的立場にあって、しかし、政党から完全に独立していた組織が、例えば、極右陣営の鉄兜団 Stahlhelm であり、あるいは中道右翼的立場の青年ドイツ騎士団 Jungdeutscher Orden であった。

この二組織に代表されるような、政党から自立した、むしろ政党と競合する政治闘争団体は、その存在意義を強調するために、常に、自らが政党とは異なる集団であること、そしてそれが正当であることを、思想的にも行動的にも証明していかねばならない、という宿命をもつ。その際、曲がりなりにも政党国家として存続するワイマル共和国において、既成政党に依存せず、しかも反議会主議的立場を貫いて政治変革を追求するということが、かなりの困難を伴なうことは十分予想されることである。そこで両組織は、議会外政治変革手段たる国民投票制度と大統領選挙の活用をつねに意識しつつ、様々なデモンストレーションを挙行することで議会政治の動揺を図っていくが、その中で、約40万人のメンバーを擁する鉄兜団は、とりあえず1926年、「国家の中へ Hinein in den Staat」という戦術を採用した。これは一言で言えば、右翼政党を自らのコントロール下におこうとする圧力策を意味し、諸政党が、議席配分をも含めた右翼諸団体の要求を受け入れなければ、選挙の際、応援活動はもとより、投票そのものもしない、というものであった。2)

鉄兜団のこの、政党政治それ自体を決して否定することにはならない、場合によっては自らの政党化をも招きうる現実策は、政党への圧力を高めるために他団体の協力が必要となるが、しかし、鉄兜団に次ぐ10~15万人のメンバーを数える騎士団の、反議会主義的反政党的立場への固執からする全面反対に遭遇した。両組織は既に1925年の大統領選における右翼ブロック統一候補の選定に際し、政党主導の選定経過をめぐって反目しあっており、その際、騎士団は鉄兜団の対政党譲歩を激しく非難し、同時にこの時以降、諸政党との接触を断っていたのであった。30したがって、騎士団には、「国家の中へ」という鉄兜団の対政党圧力策を今また政党政治

容認として拒絶する以上、それに替る何らかの政策が、団内外から要請されることになろう。そこで、政策展開の基盤となる政治理念の形成と政治目標の明確化を狙いつつ、それを通して自立的政治闘争団体の反議会主義の思想的実践を果たすために、騎士団団長 Hochmeister アルトゥール・マーラウン Artur Mahraun は、1927年末、『青年ドイツ宣言 Das Jungdeutsche Manifest』を出版するのである。4)本稿は、政治闘争団体の思想的側面にたいする関心から、その政党観を始めとする現状認識・現状批判のあり様の一端を、この『宣言』に探ろうとするものである。

マーラウンは、この約200頁17章⁵⁾から成る『宣言』執筆の目的を、「青年ドイツ運動が主目標として念頭におく将来の人民国家 Volksstaat の概略を描く」ことだとし、『宣言』後半部分がそれに該当している。しかし同時に彼は、「青年ドイツ宣言を公表し、そこでの諸理念を騎士団の政治的展開の根底におくことをもって……青年ドイツ運動の任務は開始する」とも言う。⁶⁾上述したように、筆者の関心はこちらにある。すなわち、自立的政治闘争団体としての「騎士団の政治的展開の根底」におかれるべき「諸理念」とは何であり、それはどのような内容をもっているのか。

より具体的には、新参の、しかも政党とは違う政治集団として、騎士団には、現体制・現秩序批判ならびに政党批判が当然要請されよう。いかなる点が欠陥だと主張されるのであろうか。また、その批判に正当性をもたせる、あるいは批判から建設に転ずる際に立脚する基本的思想は何か。そしてその際、新しい、政党とは異なる集団として、既成政党からは得られない思想を有していると主張することが有効かつ必要であろうが、それがあるとすれば何か。更に、「人民国家」建設の際の基礎となる理念は何か。本稿では、さしあたり以上の論点から、『宣言』の内容を紹介・分析してみたい。7)

なお、騎士団の概観について、ホルヌング、フィンカーの研究ならびに1927年当時の共産党の観察に拠りながら8、簡単にまとめておくならば、この組織は、1919年1月に元陸軍中尉マーラウンによって反革命闘争のために設立された、旧軍第83歩兵連隊将兵200人から成る短期志願兵部隊 Zeitfreiwilligenverband「将校中隊カッセル Offiziers – Kompanie Kassel」から発展したもので、ヘッセン、テューリンゲンでの対レーテ運動抑圧行動ののち、1920年3月に、青年ドイツ騎士団という名称の、いわゆる民間国防団体 Wehrverband に再編された。「ドイツ解放戦争」と「国民的独裁」を力づくで達成しようとしたこの民間国防団体は、1923年11月の「ヒトラー一揆」失敗後、その軍事色を薄めて政治闘争団体に変貌することになるが、騎士団の「一揆」との関わりの詳細は不明である。ただ、バイエルンの極右勢力と接触があったことは確かであり、また「一揆」前史としてのルール闘争時、仏軍に処刑されたシュラゲーター A. L. Schlageter は、ナチ党員であるとともに騎士団員でもあった。政治闘争団体化以降の騎士団が、近い立場にあった鉄兜団と、政党との距離をめぐって不仲であったことは既に指摘した通りだが、騎士団の対外政策もあつれきを招く要因となっていた。鉄兜団等が主敵をフランスに求めるのに対し、騎士団はそれをソビエトに求め、フランスとの反共同盟策を主張していたのである。9)

団指導層の社会的構成は、旧職業軍人(年金受領者)、官吏、知識人中心であり、鉄兜団と比べて、大土地所有者の割合は低く、旧職業軍人にしても高級将校は少なかった。団全体では、詳細は不明だが、労働者が30-40%、「小ブルジョア・知識人層」が50%、「ブルジョア分子」が10-20%と、共産党は観察している。団長のマーラウンは1890年に下級行政官の息子としてカッセルに生れ、1908年から20年まで職業軍人であった。主要な地盤はニーダーヘッセン、テューリンゲンにあり、ラインラント-ヴェストファーレンおよびルール地方でも強力であった。組織編制やその名称は中世のドイツ騎士団のそれの影響を受け、上から Großballei – Bal-

lei – Bruderschaft – Gefolgschaft – Schar と細分化され、指導的地位の名称も、編制単位それぞれに Komtur や Meister を付したものになっている。付属組織には、16-20歳の青年用に「青年従士団 Junggefolgschaften」、12-15歳の少年用に「少年部隊 Jungtrupps」があり、婦人組織として「騎士団共同体青年ドイツ姉妹団 Ordensgemeinschaft Jungdeutsche Schwesternschaften」をもっていた。なお、団章は白地に黒のヨハネ騎士団十字、制服は灰色のウィンドヤッケ、合言葉は "Treudeutsch – allewege"であった。また団員相互の呼びかけには、地位には言及せず、「兄弟」ないし「諸君」という用語が使用されていた。

さて、騎士団の概略についてはこの程度にとどめ、まずは、自立的政治闘争団体の競合者と しての政党が、どのように把えられ、どのように批判されるのか、この点から見ていきたい。

1.「政党主義」批判と反金権政治

政党・政党国家批判は、「政党(至上)主義的民主主義 Die parteiistische Demokratie」というタイトルの下、第5章において展開されている。そこでの議論の骨格は要するに、政党ないし議員は国民と結びついているのか、政党(制)の真の支配者は誰か、という問題提起と、それにたいする、政党国家における国民の無力ならびに金権支配の貫徹、という回答から成り立っている。「政党主義」とは、国民の国家への協力、統治への共同責任というものを政党組織を通じて表現させるシステム、を意味するとされ、いわゆる政党政治のことを指しているにすぎない。それをことさらこのように表現したのは、まさにこの政党政治こそが、人民主権に逆行する金権政治化をもたらす「根本的欠陥」であると見なされるからであり、更には、政党と政治闘争団体との差異を際立たせようとの意図からであろう。ともあれ、マーラウンにおいては、他の反体制的批判者の多くと同様10)、政党制は何らかの改良を施せば済むようなものではなく、廃棄されるべき対象となる。

具体的な「政党主義」批判として、例えば政党と選挙人との関係の薄さが指摘される。「選挙の意味するところは、票を投ずること自体にではなく、選ばれるべき者の適性を共同審査することにあるはずである。(にもかかわらず)政党主義的選挙においては、この審査の可能性は全く排除されている」。というのも、「選挙人大衆は、選挙候補者名簿の作成に影響力をもちえない。それは政党の指導者閥によって密室で作られる」からである。また「当選後の議員も、その選挙人から同様に分離したまま」であり、「ただ再選への関心のみが、事実上彼らを選挙人と結びつけている」にすぎない。更に彼らは「議会の一員としてもまた、党組織の強権的圧力の下にある」。「あらゆる議員は自らの良心にのみ責を負うとのワイマル憲法の原則」にもかかわらず、「彼らはフラクションの意志に服さねばならない。これを拒む時、彼らは党から除名され、それによって再選への可能性を失うのである」。そしてそのような人々から成る議会は、国民から「おしゃべり小屋」と呼ばれているように、「演説者、代弁者の集まりであって、指導者のそれではないのである」。11)

他方、フラクションないし指導者閥、あるいは政党そのものも、マーラウンに言わせれば、 決して自立的なものではない。彼は「政党とは集票を目的とする私的事業である」と位置づけ、 その集票数は、政党のプログラムではなく「政党が形成するアジテーション装置の大きさに依 存する」とする。そして、その装置をつくるのは資金であり、「あらゆる選挙キャンペーンは、 個々の政党の純粋に資金の問題である」と指摘する。その上で彼は言う。

「政党主義国家においては、必要な資金を提出しうる者が政党を創設しうる。彼らは決して自らを顕在化することなく、背後に隠れたまま傀儡を派遣することができる。それゆえ、 政党の存続に必要な資金を手中にしている限り、彼らは政党にたいする支配を保持するこ とになる。政党制の真の主人は資金所有者である」。12)

したがって、指導者集団による選挙候補者名簿づくりに際しても、「資金所有者は、その利害を代弁するという保証を与える者の名前のみ名簿登載を許すであろう」し、また「候補者名簿の内容がその希望に合致した時初めて、党に必要な資金を用立てるもの」なのである。議員個々を拘束するフラクションにおいても「再び、党資金供給者ないしその受託人が真の支配者として現われる」のであり、「いかなるフラクションも、党を危うくしないためには、彼らの意に逆らうことはできない」のである。また、「フラクション相互の譲歩によって実現」している連合政権も、結局は、資金供給者の同意なくしては維持しえないのであって、「偶然の状況がそれを可能にしたとしても、その政府は、全金権勢力の一致した迫害に直面するのである」。¹³⁾

このように、「政党指導者層がその選挙人層と結びつかないままである」一方、「有力財界人の個々の集団が、政党ないしその決定的部分を支配している」、というのがマーラウンの捉えるワイマル政治の現状であった。とりわけ金権政治は、『宣言』のサブ・タイトルに「カーストと貨幣に抗する人民」とあるように、マーラウンあるいは騎士団にとってボリシェヴィズムと並ぶ主敵であった。「40金権勢力は「その権力強化に際し、ただひとつの方法をとることに甘んじるものではな」く、政党のみならず、出版ジャーナリズムや通信・情報業界にもその権力を及ぼしているものとされた。ドイツにおいては、金権主義が、「精神生活および政治生活の全体を左右しているのであ」った。更に問題視されたのが、その匿名性ということであった。巨大企業間の結びつきが複合化するにつれ、「誰がトラストやコンツェルンの真の所有者であるか、もはや確定でき」ず、したがって、「金権集団が政党主義を通じて行使している政治権力の所有者が誰なのかも、確定できない」のであった。このことはマーラウンのナショナリズムを刺戟せずにはおかない。「知られざる権力が……ドイツ国民の政治指導に自由に影響力を行使できるということは、この権力が国外に存する可能性があるということでもある」。15)

以上からすれば、マーラウンには眼下の政治対立のひとつの構図、すなわち君主政と民主政との闘争は誤りということになる。なぜならば、「金権主義勢力は、その権力を民主政においても君主政においても主張することができる」からである。しかも、「自ら責任をもって共同統治できるような国家秩序を手に入れん」とする意欲は、「自らを民主的と呼ぶ国民層のみならず、君主政を信奉する人々においても充たされている」。したがって、真の対立は、人民主権にもとづく真の民主主義と、かつての王朝絶対主義にとって替った「貨幣の絶対主義」との間にあるのであった。¹⁶⁾

そして、そもそもこの「貨幣の絶対主義」の進展を許した源は、「選挙権の行使を組織する任務が私的組織たる政党に委託された」ことにあったから、現実に金権主義に対抗しうる唯一の勢力は、政党以外の「共同体思想に根づいている諸ブント」、つまり自立的政治闘争団体ということになるわけである。その意味で、突撃隊を擁するナチズム運動は、その議会主義志向をマーラウンから攻撃されるが、しかし鉄兜団も、クラース H. Class、フーゲンベルク A. Hugenberg 等を筆頭とする「いわゆる右翼陣営における反動的金権主義勢力の完全なる同盟者」として、その自立性を否定されるのである。ちなみに国旗団の場合は、団内の社会民主党との結びつきを嫌う部分に、「急進的、ボリシェヴィズム的、平和主義的、国際主義的、金権主義的影響力を全面的に排除したフロント」への参加が期待されている。¹⁷⁾

なお、マーラウンの反金権主義は、決して資本主義体制そのものを否定するものではない。 彼は言う。

「反金権主義闘争は、資本それ自体に対する闘争ではない。この闘争は、国家にたいする 金権勢力の政治的支配にむけられるものである。……資本形成は経済生活上必要なプロセ スである。資本自体は国家にたいし、経済生活の保護ということのみを要求できる。……経済秩序、所有への税の問題は……国家と経済との間で取り組むべき問題である」。¹⁸⁾ 彼のめざす国家は、経済と分離し、かつ経済の上に立つというものであり、しかも、新国家形成はすぐれて政治的変革の問題であって、根本的経済変革を何ら必要としないものなのであった。したがって彼においては、金権政治のみが問題であり、『宣言』においても、経済問題への言及は上掲引用の域を殆ど出ない。「経済は国家の保護を要求できようが、決して国家を統治することは許されない、という立場」を踏まえるならば、その者は、マーラウンから「偉大な資本家」として称賛されるのであった。¹⁹⁾これらの点に着目しつつ、同時に騎士団の反共性を重視する東独史家フィンカーは、この反金権主義を、「不安定な経済的政治的状況下におかれた団指導層の不満の表示」であるとともに、「勤労大衆を惑わす」ためのデマゴギーと位置づけている。²⁰⁾

ところで、マーラウンによれば、政党の宣伝戦術は「商売人的宣伝」であって、そこでは、「商人が買い手に、商品購入に際し非常に大きな利益を約束することで購買欲を刺戟するごとく」、政党も「選挙人に諸々の約束をし、票を与えれば最高の利益が得られるという信頼を呼び起こ」そうとしている、とされる。これは彼に言わせれば、まさに損得感情だけの恥ずべき「実利(物質)主義的世界観 materialistische Weltanschauung」に合致したものであり、その結果、「国民の政治生活は、ヘドの出そうな喧噪とむかつく(裏)取引の舞台となったのである」。また彼は次のようにも言う。「政党は、それを支配する閥とそれに依存する党職員層、そして政党戦術に操られる大衆から構成される」。「我が国民の現状、すなわち完全な大衆化の下では、豊富な資金を使用してキャンペーンを張る政党が有利になる」。ここでは、その政党批判が、同時に大衆・大衆社会批判を伴っていることがうかがえよう。つまり、マーラウンは、金権支配の展開に責任があるのは政党主義システムであるが、他方、その支配の受け手たる国民の側にも、実利主義的世界観ならびに大衆化状況の蔓延という問題がある点を主張しているのである。21)

2. 実利主義批判と大衆批判

(1) 実利主義と「理想主義」

実利主義的世界観について彼は言う。

「昨今の我が国における精神的価値育成の欠如は、全国民を実利主義的世界観に引き渡すこととなった。この世界観は、物質的富およびその所有者の覇権を承認する。実利主義的世界観に没入した国民が発展するところでは、当然、貨幣の支配への屈服が生ずる。そのような国民の国家は、金権政治の下におかれよう。ドイツの新秩序の意味が金権政治の転覆にあるのであれば、そのための前提条件は実利主義的世界観の一掃であろう」。²²⁾

この世界観そのものについてはこれ以上説明を要しないと思われるが、引用文上段に注目するならば、マーラウンにとって世界観の問題とは、価値ないし価値評価の問題であることがわかる。彼によれば、「ある社会が個々人を評価する際の基準というものは、その社会にとって本質的なものであ」り、この観点からすれば、ワイマル・ドイツの物質的外面的価置重視は前世紀の遺産ということになる。19世紀の「旧市民社会は、価値評価の基準として、主に物質的富ないし世襲的名声の所有を使用した。人間の内面的価値は、この外的な地位や財産の前に後退した」。そしてその結果、社会編制も、「カーストや貨幣がその頂点に立つような」階層秩序となったのである。

このような価値評価およびその表出としての外的序列化に抵抗し続けてきたのは、マーラウ

ンによれば、上層がカースト入りすることで分裂した市民層ではなく、労働者階級であった。逆に市民層は、外的序列化に連動した身分意識から、労働者階級に敵対することになる。「身分制と階級間憎悪はお互いを育むのである」。このことは再びマーラウンのナショナリズムを刺戟する。「……国民的統一を害して国民を引き裂くような生活秩序ないし社会編制は、決してナショナルな秩序ではない。カースト、身分、階級というものの特権や個別要求を国民全体の必要の下位におく人々の側にこそ、ナショナルな信条というものは存するのである」。²³⁾

彼はこの「ナショナルな秩序」に相応する世界観、あるいは「新しい価値を生み出しうる世界観とは、理想主義的 idealistisch なものである」と言う。²⁴⁾「実利主義的人間というものは、まず自分の幸福を考え、その後初めて自らが属する全体の幸福を考えるものであるのに対し、理想主義的世界観は、あらゆる努力の最高の意味として全体の幸福ということを教える」のである。更に彼は言う。「(次代の)人民国家の倫理的基盤たる真のドイツ的理想主義の本質は、公民としての義務遂行、全体の福祉への個々人の従属、そして人民と国家への奉仕にたいする喜々とした肯定に存するのである」。要するに、マーラウンにおける精神的内面的価値の実体とは、全体の立場の尊重ということであり、したがって、個々人は全体への肯献度によってその価値を評価されるということになろう。

なお、騎士団の建設的姿勢を自任するマーラウンは、理想主義的世界観のひとつの表われとして「英雄主義 Heroismus」なるものを提示し、それをもって、政治闘争に伴う「憎悪と狂信という毒牙」の除去を主張する。²⁵⁾彼においては、世界観は政治闘争の精神と形態をも拘束するのである。彼は、「国家の衰退そのものをもたらすに違いない終りなき内戦状況からの脱出は、闘争の精神と形態を転換することにおいてのみ可能となろう」と述べて、「利己的憤激」あるいは「激情に駆りたてられた欲望」の表出としての憎悪・狂信から「英雄主義」に転ずることを勧めるのである。「英雄主義」の原理は「公正」にあるとされ、中身として「冷静・沈着・抑制・断固たる態度」、更には「騎士の高潔」「敬愛」が挙げられている。一方、狂信と憎悪の原理は「自制の欠如」にあるとされ、性質として「憤激・悪意・気まぐれ」が挙げられ、「その欲するところは不穏である」と述べられている。この「英雄主義」論などは、マーラウンの思想の観念論的傾向を最もよく表わしているものであろうが、しかし、騎士団自体の共和国後半期における行動の穏健化の背後には、このような思想が存在していたのである。ちなみに、ここでもナチズム運動は、その「狂信が野蛮な煽動的反セム主義を培養した」と非難されている。²⁶⁾

(2) 大衆批判

ところで既に指摘したように、金権政治の全面展開にたいし、マーラウンは、システムとしての「政党主義」、世界観としての実利主義とならんで人々がおかれた大衆社会化という状況にも責を負わせている。彼は言う。

「(ワイマル) 共和国によって告知された自由と正義は見せかけにすぎない。……『普通平等』選挙権によって、外見上は国民の共同責任というものが生じた。しかし真の実態を調査すれば、同権の公民層は存在せず、貨幣の絶対主義権力が、ドイツ国民を新たに全く力のない臣民に貶めていることが明らかとなる。これは、今日のドイツ国民の編制形態が大衆であるからこそ可能なのである」。²⁷⁾

では大衆とは何か。マーラウンは次のように把握する。大衆とは「人間の純粋に数的な集積」であり、そこでは「いかなる内的結合も存在しない」。逆に言えば、「個々人は、結合関係の欠如において大衆となる」のである。したがって、「大衆の本質は、組織化の欠如 Organisationslosigkeit ないし無構造性 Strukturlosigkeit」であり、「大衆の対概念は(有機的)組織化」、よ

り正確に言えば「共同体」である。

では大衆にはいかなる性質が伴われるのか。ここでもまず彼は、その匿名性を問題にする。「個々人は、無名の一員として、大衆の中で為されるできごとに全く無責任にむかいあう。この無責任性は、誤った利己的衝動を誘」い、「感情が冷静な吟味や省察を圧倒」しがちとなる。一方、「大衆の意志表明はすべて数に依存する」ものであるが、分別のある人々は常に少数派であって、「彼らの力は、他の多数派を精神と論理で説得し、見識ある者へと変える時間がある時にのみ作用されうる」にすぎない。したがって、「大衆とは容易に妄想にとらわれ」「誘導の虜」になりやすいものなのである。²⁸⁾

以上からマーラウンは、「大衆は、その精神状態を計算に入れた者の意志なき道具となるだろう」と結論し、併せてその指導手段としてのアジテーションとデマゴギーの有効性を指し示すのである。彼は言う。

「アジテーターやデマゴーグは、常に大衆が望むもの、大衆の同意を呼び起こすものを、自分達の意志だと主張する。しかし彼らの目的は、この希望を充たすことにあるのではなく、単に大衆の同意・喝采を通して政治権力を獲得することにある」。²⁹⁾

とすれば次には、このデマゴギーないしデマゴーグの背後にあるものが問題とならざるをえない。彼は次のように続ける。

「現代のデマゴギーは、殆ど専ら新聞・著作物を通して操作されている。ところが新聞・著作物は明白なる商品である。すべて商品というものは金で買いとられるものである。したがって、有機的(国民)編制に大衆という状況がとって替ったところでは、大衆への影響手段・指導手段の所有者が真の支配をおこなう、ということが当然の帰結となるのである」。³⁰⁾

ここに国家は、「政党主義」、実利主義、そしてこの大衆化によって再々度、「金権政治の覆し えぬ途を歩む」ことになるわけである。

(3) 指導-信従関係論

ところでマーラウンは、その「政党主義」批判において、議員は単なる「演説者」ないし金権勢力の「代弁者」であって、決して選挙人層に結びついた選挙人層の「指導者」たりえない、と主張していた。彼によれば、「政党主義システムにおいては、指導者と信従者との関係をめぐる基本構想が全く排除されている」のであった。この欠陥は、人々相互の結合関係ないし組織化を欠く大衆国家においては、更に拡大されることになる。

彼の指導-信従関係理解においては³¹⁾、「被指導者の組織化形態と指導者の指導方法とはお 互いを条件づける」のであり、「指導者と信従者との間のあらゆる思考伝達の可能性は、信従 者の組織化構造の状態如何に依存する」。ところが、大衆の下では組織化そのものを欠いてい るから、そもそも指導-信従関係自体が成立しえないのである。少なくとも、現実にデマゴギー が幅をきかせていることは、それが正当なものとは言えないことを物語っていることになる。 しかし一方、指導者ないし統治府は、指導・統治をおこなおうとする以上、意志伝達手段つま り仲介者ないし中間指導者の編制を必要とする。そしてこの必要性は、むしろ国民が組織化に 欠ける程大きい。

したがって、「指導者がいかなる方法で仲介者を選び出すか、は重要な意味をもつ」。問題は、それが有機的方法であるか否か、すなわち「あらゆる仲介者、中間指導者、下級指導者の選抜に際し、国民と国家、政府と国民、指導者と信従者の間に共働」が配慮されたシステムであるのか否か、にあった。仲介者選抜の一般に考えられうる方法として、彼は例えば、かつての「王権の柱石」としての貴族等権門のカーストや、「個人的親交、血族関係、共通の物質的利害」

で結びついた閥を挙げるが、しかし、両システムに「由来する仲介者は国民に疎遠なままである」として両者を否定する。「両システムは、その選抜の根源を、最良の業積への追求にではなくカーストと閥にとっての最良の利益への追求においているゆえ、最高の能力の選抜を保証しない」のであった。また、身分代表・職業代表を仲介者とする方法も取り上げられている。これについては、「個々の身分・職業の代表の選抜が、通常、政府と身分・職業との間の合意によって為されるがゆえに、非有機的とは確かに言い難い」が、しかし、彼らは特殊・専門領域上ではすぐれた仲介者たりえても、「全体の政治生活にとって、同様にすぐれた仲介者たるとは限らない」とされる。ちなみに、この部分否定的把握は、彼の構想する「人民国家」における、職業代表結集体としての「経済議会 Wirtschaftskammer」の設置とそれへの国政上の第二義的役割付与、ということにその反映をみよう。更にもう一点、「素養のある官僚が、そのまま仲介者的役割の担当を委託される」という方法も検討されている。しかしこれも、「国民の政治生活の活力なき機械化と抑圧をもたらす」ものとして、非有機的方法に分類されるのである。32)

指導-信従関係を考える際、結局マーラウンにおいては、「純粋に国民的な原則と視点にもとづいた仲介者選抜」であること、この選抜には「国民が共働している」こと、そして、そもそもそのような共働を「可能にするような構造に国民が服している」ことが重要となる。それが彼の言う「有機的な統治・指導システム」であり、かつその前提としての「国民自体の有機的構造化」なのである。では、以上のような彼の回答はいかに具体化されるのであろうか。マーラウンの「青年ドイツ的人民国家」構想は、それを、既に騎士団内では実行されている、下からの選出に上からの認可を加えることを通してあらゆるレベルの指導者が決定されるという「クール指導者制 Kurführertum」³³⁾の採用と、「公民」化された国民から成る「共同体国家」の樹立の中にみるのである。そしてその際、この具体化、とりわけ後者の「公民的共同体 staatsbürgerliche Gemeinschaft」樹立において、「政党主義」、実利主義、そして金権主義の問題も、彼においては解消されることになるのである。

とすれば、現状にたいする代案の基盤たる彼の公民論、共同体論の中身が明らかにされなければならないだろう。が、その検討はしばらく先に譲り、ここでは、彼の「前線体験 Fronterlebnis」論および「国民的運動 nationale Bewegung」史論に触れておきたい。というのも、この二つこそ、これまで紹介した『宣言』内の現状批判を彼に可能にした視点的経験的根底をなすものであり、かつ又、その現状批判の内容を正当化するためにマーラウンが立脚しようとした思想であったからである。更に言えば、その現状批判から建設にむかうための鍵となる「公民」「共同体」概念のひとつの史的実例こそ、「前線兵士 Frontsoldaten」とその「前線僚友関係 Frontkameradschaft」にあったのである。

3. 戦争体験と「国民的運動」

(1) 「前線世代」論

ゾントハイマーの研究は、第1次大戦の戦争体験を評して、「それは、あの偉大な戦争を契機として国民の未来のために行くべき道を示そうとする革命的・イデオロギー的力学の出発点であ」り、「新しい世界観・人生観の原点にまで高められた」と述べている。³⁴⁾まさにこの言葉に符合するかのごとく、マーラウンは、『宣言』の「出発点」たる第1章に「前線体験とその影響」についての考察を配し、更にそれを次のような「人生観」形成についての論議から始めるのである。彼は言う。

「日常から全くかけ離れた大事件に成長期の人間が遭遇する時、その後の人生はそのこと

に決定的に影響されるものである……。世界大戦の体験はそのようなとてつもない事件のひとつであろう」。「旧世代は、その世界観上の思想世界を、通常既に完成させてしまっており、この大事件ですら、その世界観を変貌させることにはなりにくい。しかし、まだ成長期にあり、その思想世界を構築中の若い人々は、自己形成上、、この大事件の意味するところに影響されざるを得ないであろう」。35)

かく言うマーラウン自身、大戦勃発時、24歳の陸軍青年将校であった。

しかしながら、大戦を経験した若い世代に属するものすべてが賞揚されるわけではない。賞揚の対象となりうる人々を、彼は「前線世代 Frontgeschlecht」と名づけているが、その意味するところは、「世界大戦という非日常的時間の経験が、ひとつの崇高なる追憶であるのみならず、民族的人間的再生の新時代への序幕を意味した人々の総体である」ということであった。つまり、「戦争およびそこで為された光輝ある行為を虚飾と美辞麗句のみで祝おうとすることは、前線体験における倫理的なものに沈黙することを意味する」のであり、「光輝ある行為をただ追憶し続ける程度のことは、隠居した人々に任せれば済むこと」なのである。360この観点は、前線世代の核たるべき「前線兵士」の二分類においてヨリ明瞭となる。つまり、ここでも彼は、前線経験者すべてを賞揚するわけではないのである。彼は前線兵士を「戦争屋ランツクネヒト Landsknecht」と「真正兵士フェルトグラウエ Feldgraue」に分け、それぞれ次のように性格づける。

「ランツクネヒトにとって、戦争は殆ど一種のスポーツである。彼は戦争の意味を、自らに快感を与える放縦・無分別ということにみる。彼の感情を捉えるのは冒険への愛着である。(一方)フェルトグラウエにとって、戦争は公民としての義務の遂行を最高度に象徴するものである。戦闘における義務履行は、彼にとって、持ちあわせている倫理的諸価値への試金石となろう。彼は戦争体験の意味を、この試練から生じてくる大量の新しい建設的な思想の中に見い出すのである」。37)

以上要するに、マーラウンに言わせれば、真に「1914―18年の倫理的行為の偉大さを認識する者」であるならば、その者は、「そこにある精神と価値を、この先も担っていくことを義務と感じるに違いない」はずなのである。

では、「そこにある精神と価値」とは何か。前線世代は、戦争体験すなわち「軍隊の超身分制的な前線僚友関係ならびに銃後の困窮共同体」体験から何を学んだというのであろうか。彼は言う。

「前線世代は、戦争という学校において、身分や等級に応じた人間の序列化はその意味を 喪失した、ということを認識した。(とりわけ)前線兵士は、戦闘の中で……うわべから 為される人間の価値評価の浅薄さを学んだ」。

この認識は、既に紹介したような実利主義批判の展開を可能にし、代案としての「理想主義」 を要求させることになる。ここでは彼は次のように続けて、その認識を現状批判へと転用し、 併せて公民像の原型把握をおこなう。

「前線兵士層はすぐさま、公民としての義務遂行という明白なる尺度を、人間評価の価値 基準となすに至った。この公民的義務遂行の本質は、前線戦友愛、勇気、そして祖国への 犠牲的献身ということにあろう。この明瞭な価値試金石の前には、出自や財産で弁別する ような市民的秩序は砕け散ろう」。

また彼は次のようにも言う。

「前線世代は、国民の編制に際し、現行の秩序が中心においているものよりも高次の結び つきがある、ということを学んだ。彼らは、身分、階級、利害関係によるよりも強い絆で 結ばれる運命共同体というものの偉大さ・力を認識したのであった」。 前段の認識は、これも上述した組織化なき大衆への批判にむかわせ、後段のそれは、そのまま「運命共同体」的な国家建設の要求となろう。果して、その際、「運命」的絆というものをいかに形成するのか、そもそもそれは可能なことなのか、という問題はさておき、マーラウンにおいては、後述するように、「何百万の人々にとって具体的な事象」たる前線僚友関係こそ、共同体の本質を体現し、共同体思想の抽象性を打破するものであった。

このように、戦争体験にもとづく「これらの認識は、前線世代にとって、人民と国家の新秩序を求める際の諸要求の感情的基層となった」。そして、その諸要求のすべては、「我々のこの時代の脆い秩序と対照をなしている」。それゆえに、彼においては、「前線体験の継続的発展は、前線世代を20世紀の革命の担い手となすのであ」った。³⁸⁾

(2) 「国民的運動」史論

ところで、この「20世紀の革命の担い手」は、ドイツ史上決して孤立した存在ではない。マーラウンは、彼の言う「国民的運動」の流れをくむものたりうると位置づけるのである。では「国民的運動」とは何か。

これはマーラウン固有のドイツ史理解に由来する。彼によれば、ドイツ史は大きく上昇期と下降期に二分され、13世紀の「ホーエンシュタウフェン朝の終りでもってドイツ上昇の時代も終り、16世紀初頭からは停滞・下降へと転ずるのである」。しかし、通常「国民は、自らの下降を、それが緩慢な衰弱の形で生じる時、知覚できない」のであり、したがって、「実際の疾患」は「突然の痛み」として明らかにされる。この「突然の痛み」が、例えば、1806年のプロイセンの対仏敗北・神聖ローマ帝国の解体であり、1918年のドイツ第二帝制の崩壊であるとされる。そしてその結果、この「疾患」への「意識回復」、すなわち、ドイツの「下降を条件づけている状況を一掃せんとする様々な国民の試み」が生れることになる。これを彼は「国民的運動」と呼ぶのである。³⁹⁾

それでは、一掃されるべき「状況」とは、どのように把握されるのだろうか。彼は、13世紀以前の「ゲルマン的国家形成の倫理的基盤への復帰のみが、上昇期精神における国民指導を保証」し、翻って、16世紀以降の「世襲王朝およびその家産政治の歴史の中に、ドイツの下降の真の原因を認識することが、国民的運動の義務となる」とする。ここから、「ドイツ法」と「ローマ法」との対比による「状況」把握が生ずることになる。彼は言う。

「領主層の下で、国家への奉仕者ならびに家臣の保護者という義務観念が、ローマ法的な土地と領民の所有者という観念に変転してからは、物質主義的国家理解が国民全体に波及するに至った。倫理的な基本原理・義務に結びついたゲルマン的刻印を押された指導者観は、物質的所有というローマ法的観念に代替せしめられた。ドイツ法は、富に倫理的義務を課すのに対し、ローマ法においては、富は魂なき物質にすぎなかった。……ドイツ法の原理は、公益は私益に優先する、という原則に象徴されている。このようなドイツ的法観念の放棄が、王侯絶対主義においてその全盛期を経験することになる反ドイツ的反社会的な貴族的見地を形成したのであった」。40)

「国民的運動」とは、このような「私益」を「公益」に優先させる、ドイツにとって「異質な原理の浸透」、への抵抗を意味するのであった。そこからすれば、「国家権力が世襲王朝の手から現代の貨幣貴族の手にすべり落ちた」にすぎない今日も、事態の本質に変わるところはない。騎士団の金権批判、実利主義批判は、ドイツ本来の存り方に合致した歴史的正当性をもつのであった。今日のワイマル共和国という枠組は、1918年の「突然の痛み」から生れたにもかかわらず、彼に言わせれば、この「数百年にわたる大課題」を解決するどころか、「政党主義」という新しい欠陥をつけ加えた、「ひとつの移行を意味するにすぎない」ものであった。したがっ

A・マーラウンの政治思想

て、マーラウン的歴史理解を受容するならば、ここに、1520年代の農民戦争およびフォン・シュタインのいわゆる「プロイセン改革」に続く、現代の「国民的運動」の登場が、歴史的思想的必然性をもって要請されることになるわけである。

二つの先例についての彼の説明に触れておくならば⁴¹⁾、農民運動のプログラムは、強力な皇帝権の回復、抑圧的領主層の処分、そしてドイツ的法観念の回復を要求するものであったが、蜂起は当初の成功の後、「忌わしい暴力行動ゆえにその倫理的力を失った」。一方、対仏解放戦争との連携の下に形成された19世紀初頭の改革運動の目標は、強力な帝国権力の回復と責任ある公民制への復帰にあった。しかし、フォン・メッテルニヒの策動により、この運動も挫折する。さて、第三の「国民的運動」の歩みと性質はやや複雑である。まずマーラウンは、上述の「20世紀の革命の担い手」が、この「国民的運動」の担い手と重なる、ということを強調する。

「もしドイツ国民がこの戦争に勝利して帰還していたならば、世界大戦の前線経験の後に、ひとつのフロント運動が続いたかも知れない。前線兵士層が、その精神的立場においてかつての国民的運動に結びつくような運動の担い手となっていたであろう。前線世代の自然な精神的発展が既に、フォン・シュタインの教えを継ぐものであった。人間の新しい価値評価そして自由で責任を自覚した公民制への叫びというものが、既に1914年の経験に結びついていたのであった」。⁴²⁾

ところが、「新しい国民的運動のこの自然な展開は、1918年の革命によって中断され」るのである。

彼によれば、11月革命は国民をブルジョアとプロレタリアに、共和国擁護派と反対派に、そしてナショナルな分子とインターナショナルな分子に分裂させる。このことは一方で、「国民的運動というものは国民のひとつの陣営における尽力にすぎない、と誤解されてしまうこと」をもたらす。つまり、ブルジョアジーによる共和国反対派の運動と狭められてしまうのである。他方、革命の進展は「ドイツのボリシェヴィキ化の正否をめぐる大闘争」の勃発となり、「さしあたって、あらゆる勢力にボリシェヴィズムよりの防衛という課題を前面化させる」。その結果、「反動、金権主義、国民的理想主義が同一のフロント内にある」という事態が生じ、「国民的運動」は、「メッテルニヒ的権力」たる金権主義の策動・抑圧下におかれてしまうのである。⁴³⁾

無論、この二点に、マーラウンは「国民的運動」の矮小化・変質をみた。そこからすれば、1923年の「ヒトラー一揆」も、変質下の「ひとつの異常な行動」にすぎない。したがって、今や変質からの脱却が為されない限り、「国民的運動」はその規模においても本質においても「国民的」たりえず、依拠するにたるはずの思想的正統性をも動揺させられ、その結果、「20世紀の革命の担い手」たる前線世代およびその諸認識との接点を欠くことになろう。このことが、彼をして、「国民的運動」は、その登場の歴史的必然性にもかかわらず、「不十分な見識と不十分な旧秩序改革によっては何ら上昇の画期をひき起こしえない、ということをはっきりと自覚しなければならない」と言わしめる。ここには、「国民的運動」すらがその打倒対象たるべき相手の影響下にある、という深刻な現状認識と、にもかかわらず、騎士団のみは、その徹底的な思想的営為と根底からする現状批判によって、それを克服しえているという自負がうかがえよう。そこでマーラウンは、「国民的運動」の変質に至る「革命後の反革命的幕間から適切な時期に離れ」、フォン・シュタインの「人民と国家はひとつであらねばならない」という言葉を受け継ぐ騎士団を軸に、「国民的理想主義がその支柱となる、新しい目標を自覚したフロントの創造」が図られるよう主張するのである。それが、本来の「国民的運動」の再生ということになるわけである。440

4. 「公民的共同体」

(1) 公民論

「前線世代」論ならびに「国民的運動」史論に立脚するマーラウンの「政党主義」・実利主義・大衆社会批判は、金権主義打倒を念頭に置いたものであったが、既に指摘しておいたように、それは「公民的共同体」の樹立において可能となる。そこで最後に、批判から建設に転じる際の基本思想である彼の公民論、共同体論について、順次検討してみたい。

まず、そもそも、なぜ、あえて公民という言葉が選択されたのであろうか。これは、ひとつには、先に彼の大衆批判を紹介する際に冒頭で引用した一文に示されていたように、かつての臣民でも現在の大衆でもない国民の姿を求めるからであろう。また、ホルヌングの研究が指摘しているように⁴⁵⁾、そこには、ブルジョアジーとプロレタリアートという二分法克服の意図もあったであろう。そして今ひとつが、国民の国家的統合への強調であろう。彼は次のように言うのである。

「公民とは、国土統治への共同責任という彼に課された義務を十全に果たす者のみを指す。 自制なく放縦であらんと欲する者は……単なる市民 Bürger であって公民(国家市民) Staatsbürger ではない」。⁴⁶⁾

この引用は、公民の意味するところも明らかにしているが、彼のシュタイン礼賛においても同様のことが述べられている。

「絶対主義王朝はドイツの人々を臣民となした。……シュタインの改革はこの臣民制を、国民的無力と国家にたいする国民の無関心の源泉と認識していた。それゆえにフォン・シュタインは、再生と解放の途を、自負心をもって国家への共同責任を果たす公民層の獲得ということに示したのであった」。47)

国家への共同責任を果たす、ということは、既に紹介した「理想主義」的見地に立つということでもある。マーラウンは、「次代の公民は、ものごとを自分自身の個別的見地からではなく、国民福祉という全体的立場から見るような人間にならねばならない」と述べている。⁴⁸⁾「前線世代」論等で述べられていたことも踏まえてまとめるならば、要するに、私欲を捨て全体的立場を自覚して国家への共同責任を果たす者、が公民ということになろう。

ただ、これは、公民のあるべき姿あるいは公民になった者に要請される姿勢を示したものであって、決して公民になる、公民として認められるという場合の資格を規定したものではない。 彼は結局、公民としての資格ないし公民権取得に要請される具体的要件・義務については明らかにしないまま、公民の範囲を次のように限定する。

「……この重い責任に十分ふさわしい者のみが、公民制内に許容される。真の公民制の諸原則あるいはこの最高使命の尊厳にたいして違反・犯罪を犯した者はすべて、公民の使命から除かれねばならない。明らかに20歳の年齢では、この新しく構想される公民の義務遂行に必要な成熟を持ちあわさないがゆえに、選挙権取得年齢は引き上げられねばならない。女性の公民は、男性の公民とは区別されねばならない」。49)

後段に明らかなように、少なくとも20歳よりは上の一定の年齢に達した男子成人のみが、正式な公民とされるのである。婦人の立場が曖昧だが、別の箇所では、「家長が家族の主人であるごとく、男子公民が国家における指導をつかさどるべきである」とされ、また、「人民国家は婦人の政治活動については、婦人固有の生活領域にむかうよう指示するものである」と言われているように50)、婦人の権利・義務はかなり制限されるものと思われる。特別に「婦人議会Frauenkammer」「青年議会 Jugendkammer」の設置が予告されている点も、第二義的待偶を示していよう。

しかし、それでは一定の年齢に達した男子成人であれば、すべてが公民として許容されるかどうか、やや立ち入りすぎかも知れないが、この点は不明である。先の引用文冒頭の「この重い責任に十分ふさわしい」とは、何を根拠にして判断されるのか、あるいは、20歳では遂行に無理があるとされる「公民の義務」のある程度具体的な中身は何なのか、言及のないままである。公安関係者の観察もこの点を指摘する。すなわち、ドレスデンでの諸邦情報部代表者会議でなされたある報告は、『宣言』を、「諸団体の思想世界についての情報を与えてくれる最重要文書のひとつ」であり、「諸団体内最穏健派、の明確なる国政上の目標を表わすという試みが為されているがゆえに、注目に値いする」としながらも、次のように言うのである。

「人民国家は、すべての公民の共同決定権にもとづくとされる。……確かに公民の平等が前提とされているが、しかし、Bürger と Staatsbürger の間には一線が画されるのである。必ずしもすべての成人が公民というわけではなく、公民としての義務を受容する者のみが公民となる。それが個々いかなる義務であるのかは、『宣言』には語られていないのである。ここに、このシステムの最初の不分明さ、いかがわしさが存する。この述べられていないが実行されるであろう意向を推測すると、生産労働過程にあって兵役義務を充たす者が、公民であるらしい。それゆえ、婦人の公民権は特別に設定されるべき、との規定もあるのである」。⁵¹⁾

なお、この女性・若年者軽視に、先に述べた指導者選抜における上からの認可の必要の主張を、場合によってはその大衆蔑視傾向・国家絶対化志向を含め加えるならば、マーラウンの思想には権威主義的性質が色濃いことをここで確認できるように思われる。人民主権の立場にあると言い、カーストや金権勢力を厳しく批判するにもかかわらず、彼の思想全体にエリート主義的姿勢を感じざるをえないのも、この点に少なからずあずかっていよう。その意味で、自由よりも義務を彼に強調される公民というものの資格要件に、何らかのエリート主義的原理が適用されるのか否か、との上述の疑問が抱かれるわけである。

さしあたって彼の公民論についてはこの程度にとどめ、共同体論に目を転じたい。「公民的 共同体」と言う以上、むしろ共同体論を通して、公民の意味するところもより明瞭になるもの と思われる。

(2) 共同体論

既に指摘したように、マーラウンにおいては、大衆の対概念が共同体であった。両者は下記のように比較されている。⁵²⁾彼は様々に共同体の意味・必要性を論じているが、結局、それは、共同体それ自体から説き明かそうとする場合よりも、このような対比を通じての方がわかりやすいものになっている。彼は言う。

「大衆の下では、我欲という邪悪な衝動が現われる。無法と匿名性の闇にまぎれ、責任というものを全く欠落させながら、個我がはばかることなく自らの利益を求める。しかし共同体の下では、すべての目がすべての行為者に注がれる。共同体は全体福祉の視点から吟味を重ねる。大衆は最も大きな声で騒ぎたてる者を誉め、熱狂させる術を心得ている役者を称える。共同体はその私の無さによって信服させた者のみを誉める。大衆は役者の演技によって判断する。共同体はあらゆる同胞を、彼が共同体の決まりに従って皆の前に明らかにしたその生活ぶりから評価する」。

そして、次のように共同体の利点あるいは理想像を述べている。

「善が法であらねばならぬとは、共同体生活の全く自然な帰結である。共同体が、すべての個人がその存続にむけて尽力するというところまで成員の心をつなぎとめたならば、個々人もまた、利己的なもの実利主義的なものすべてを、共同体に反してむけられたもの

と感じるに違いない。

彼は、共同体は、「共同体の意義と目的への信奉が存在するということを前提にする」と言う。 上掲引用にはその「意義と目的」の一端が示されていると思われるが、続けて彼は、この共同 体信奉は「生粋のドイツ的価値である」と断定し、その「最大の証拠が、大戦時の前線僚友関 係の中にある」とする。すなわち、「今日の世代は、前線僚友関係によって、あらゆる共同体 の偉大さと力を知ったのであ」り、「共同体こそが国家形成の基礎原理である、という認識を 得るに至ったのである」。⁵³⁾要するにここでは、前線世代が、彼の主張する「公民的共同体」 思想の中心的担い手となるべき共同体信奉者として、既に存在していることへの確認が、まず なされているわけである。

ところで、彼によれば、「共同体とは、自らの運命的紐帯を自覚し、何らかの理念(観念)的絆の下、お互いに信頼しあう人々を包括するものであ」り、あるいは、「人々が理念的基盤上でお互いに結合し、信頼しあっているということが、共同体をつくるということなのであ」った。54)したがって、彼の共同体概念の核は、「理念的絆」と「信頼」という二点に絞られよう。

前者は、「真の共同体の紐帯は、決して物質的利害の平等によっては成り立ちえない。真の 共同体は、理念的価値への共通の奉仕が人々相互を結びつけているような場にのみ存する」と いう言葉から、利害関係上の結びつきへの否定を意味するものと捉えられよう。では「理念的 価値への奉仕」による結びつきという場合、具体的にはいかなる「理念的価値」が考えられる のだろうか。「血と土」などというものでないことは予想できるが、果して「公民的共同体」 ではそれは何か。ここで再び、前線僚友関係が引合に出されることになる。彼は言う。

「……公民的共同体という概念を、この前線僚友関係というはっきりした概念から導出することが必要である。前線僚友関係もまた、理念的目的をもったひとつの共同体であり、あらゆる物質的紐帯を排除していた。公民的共同体の本質にとっての前提のすべては、前線僚友関係の本質においても該当する」。

そこで彼は、共同体としての前線僚友関係における理念的目的は「祖国の防衛」であったとし、ここから「公民的共同体」の目的ないし「理念的価値」を、「人民国家の樹立とその維持および防衛」に見るのである。 $^{55)}$

これとほぼ同様のことが、共同(体)生活を論ずるところでも言われている。彼は、「共同体そのものは、共同体生活の所産としてのみありうる」とする。しかしその際、「一定の課題のない単なる自己目的としての共同体生活は、同質な人々の下においてのみ可能であ」って、社会的にも信条的にも「一様でない人々の共同体生活は、それが、ひとつの倫理的目的に捧げられる場合にのみ可能であろう」という。では、この「倫理的目的」の具体像は何か。そこで彼が「我々が知っているもの」として挙げるのが、前線僚友関係の祖国防衛であり、また「(大戦時の) 困窮共同体としては、最大の苦難における(人々の)統合」である。そしてそれを踏まえて、「公民的共同体」の「倫理的目的」として挙げられるのが、「人民国家への平和な公民的奉仕」なのである。 56

結局、かつての「祖国」が次代の「人民国家」に変わっただけという印象をもたざるをえないが、現行の大衆国家にたいし、「全体の立場」「公益優先」の観点を欠いてそれは国家たりうるのか、との不満をもつマーラウンにおいては、人民国家への奉仕・防衛という観念が、「公民的共同体」を支える「理念的絆」ということになるのであろう。この「人民国家」に内在する、更に具体的な中位次元の「理念的絆」があるように思われるが、彼にとっては、それは、いわば派生的なものとして位置づけられているようである。

例えばそのような例として、同じく「共同体の構成員を結びつける」とされる、「生れ・階層・ 身分という障壁を克服する友愛精神」が挙げられよう。彼は、「ドイツの人々がある理念的目 的によって相互に結びついているところでは……友愛という結びつきが全く自然に形成される」とするのである。つまり彼によれば、友愛精神の源は共同体への奉仕そのものにある。なぜならば、「共同体への奉仕者はすべて……共同体自体にたいするその人の価値によって個々人を評価することを強いられる」からである。すなわち、「生れや財産ではなくて共同体にたいする業績」が根底におかれるから、「友愛という結びつきが全く自然に形成される」ことになるのである。⁵⁷⁾この共同体の価値派生的作用を、彼は、ブドウ汁の発酵にたとえる。「異物を溶出させ、それによってブドウ汁をこくのあるワインとなすのは、自然の力である。精製化と異物溶出へのこの自然の力は、共同体に内在する」。言うまでもなく共同体(生活)こそブドウ汁であって、そこに内在する自然衝動によって、例えば友愛という新しい価値が形成されてくる、というわけである。⁵⁸⁾

ところで、マーラウンの共同体概念のもうひとつの核は「信頼」ということであった。共同体はお互いに信頼しあう人々を包括する、とされるのだが、彼は、「共同体精神の下での人々の信頼関係に欠くべからざる要件は……友愛関係の確立ということである」と言う。この場合の「友愛関係」は、上述の理念的価値としての「友愛精神」とはややニュアンスを異にして使用されている。続けて次のように言われるのである。この友愛関係確立の「前提は、お互いが先入観なく知りあうことである。このことは、全く同等の敬意、権利、義務をもつ共同体生活において成就する」。59つまり、ここでは実際の共同体(生活)のあり方が論じられるのである。別の箇所では、より明確に次のように言われる。

「それ抜きではいかなる共同体形成も不可能となすこの(理念的)結合自体の前提は、共同体生活の公平で友愛的な秩序にあり、この秩序によって、同胞との共同体を家族や郷里にも思わせるあの共同体感情が、すべての構成員に浸透するのである」。⁶⁰⁾

つまり、信頼しあう人々であるためには、友愛関係が必要である。その際確かに、理念的目的によって人々が結びついているところでは、友愛精神が派生的に形成されるのであるが、その前に、そもそも人々を結合しようという気にさせるには、現実に公平で友愛的な秩序形成がなされていなければならない、というのである。その意味でまさに、共同体は共同体生活の所産、なのである。

そこからすれば、共同体形成には、まず共同体生活の解放が必要であり、そのためには、彼も認めているように、人々に共に在ることを強いること、つまり「共生への強制」が出発点として現実に必要となる。彼は言う。

「自由を賛美するにもかかわらず、いかなる共同体もこの強制を断念することはできない。 それはカオスから組織化への、大衆から共同体への強制なのである」。⁶¹⁾

そこで、マーラウンの「人民国家」において「基礎的共同体」として「強制」的に用意されるのが、公民集団500人の地域的結集体としての「近隣区 Nachbarschaft」ということになるのである。⁶²⁾そしておそらくは、この「強制」を正当化するのが、実は先の理念的価値ということになろう。この相互作用の中で、信頼しあう人々の共同体生活が、ひとつの伝統、すなわち「共に過ごした時間、共に練り上げた思想、共に戦い抜いた闘争の豊かさ」へと至る時、理念的価値による結合も確固たるものになる、とされるのである。

ただ、このような相互作用、あるいは共同体像そのものを大衆社会に生きる人々に理解させることは、その抽象性からして容易ではなく、それゆえにこそ、「何百万の人々にとって具体的な事象であった」前線僚友関係が引合に出されるのであり、「前線世代」が「共同体信奉者」として位置づけられるのである。そして、その「前線世代」を核に据え、それが感得した理念的価値および公平かつ友愛的な秩序を既に現実に目に見える形で具現しているものとして、ブント的組織、つまり騎士団自らが前面化されることになる。マーラウンは言う。

「今日の前線世代は、共同体への意欲にヨリ深く浸透されており、また、自由で自覚した公民層の共同体精神におけるヨリ内面的な結合を一層要求するのである。このことにより、諸ブントと諸政党との権力闘争の始まりも説明されえよう。政党(制)は、価値創造的かつ価値高揚的な性質をもつ実感的な共同体形成とは対照的な、浅薄な作用をもった形式的組織化、の基本型なのである」。⁶³⁾

かくして、「公民的共同体」論は、マーラウンをして本論冒頭の「政党主義」批判にむかわし めることになったのである。

おわりに

ここで、「公民的共同体」論にもとづく彼の「人民国家」について、その骨格のみに若干触 れておくならば、骨格のひとつは、既に述べたように、「基礎的共同体」としての「近隣区」 の設置であろう。この「近隣区」のいくつかがひとつの「地区 Bezirk」に統合され、同様に して「大管区 Gau」更に「幹区 Stammesgebiet」が形成される。⁶⁴⁾マーラウンによれば、「近隣 区住民の第一の公民的義務は、その指導者の選出である。これがなされるやその近隣区は、公 民の責任ある部分として人民国家に編入される」。⁶⁵⁾しかし既に指摘したように、この選出に は上からの認可が必要となる。つまり、「近隣区」指導者は、「地区」指導者の認可によって初 めて指導者たりうるのである。この「クール指導者制」が骨格の第二であろう。そして、「ひ とつの地区の近隣区指導者層が地区会議を形成」し、最終的に「いくつかの幹区の指導者層が ライヒ会議を形成する。ライヒ会議はライヒの最高機関であり、ライヒ指導の責任をもつ」と される。66)つまり、ここでは、行政府と立法府の一致が主張されているのである。いわゆる議 院内閣制の場合の「議院」は「人民国家」においては存在せず、あえて相応させるならば、「幹 区」指導者層から成る「ライヒ会議」が「議院」に相当することになるわけである。この点が 骨格の第三であるが、マーラウンの表現では、「指導者会議 Kapitel が、国家の全公民層の有 機的代表かつ指導部である一方、議会 Kammer は、あらゆる経済的文化的な個別諸組織の有 機的代表を意味する」となる。⁶⁷⁾そして後者の議会には、既に指摘した「経済議会」「婦人議会」 「青年議会」の他に、「文化議会 Kulturkammer」と在外ドイツ人用の「外国議会 Auslandskammer」がある。これら一種の職能身分制的議会は、しかし、「婦人議会は経済議会 同様、ライヒ会議に従属する」という規定に示されているように、「指導部との協調」を旨と する副次的役割しか付与されてはいない。68)最後にこれを第四の骨格と見なせるだろう。69)ち なみに、「人民国家」への到達方法、つまり実際的な現体制変革手段としては、「武装強制力の 使用」は否定され、「人民国家」の憲法構想を国民投票にかけることが志向されている。また 現体制批判行動のひとつとして、「公民的権利にたいする金権主義的暴行に反発する国民のゼ ネスト」としての選挙投票棄権が挙げられている。70)

以上、言わば、「前線世代」の一員でありブント的運動の担い手であるマーラウンが、この二つに立脚してワイマル政治を考察したもの、のいくつかを紹介してみた。もとより、ひとつの組織の最高指導者の言辞をもって、政治闘争団体の思想を代表させるつもりはないが、しかし、自立的団体であり続けることに固執する組織の長たる者の、言わば組織の将来を賭けての思想表明であるだけに、この『宣言』は、それなりに政治闘争団体というものの思想世界を描出し、また批判・克服されるべき政治の現状を、ある程度正確に映し出しているものと思われる。少なからぬ数の政治闘争団体が、合わせれば200万人にも達しようとする数の人々を糾合しつつ、存続しえたことの思想的背景には、『宣言』にみられるような既成政治批判に多くの人々が共感を覚えていたということがあり、代案としての「人民国家」構想までは受けつけないと

しても、重要な現状批判勢力ないし政党批判勢力として、人々が諸団体を受容するということがあったのではないだろうか。それゆえにこそ、政党の側も、自らの側に政治闘争団体の言わば「魅力」をとりこまざるをえず、党派的な政治闘争団体の形成という事態がもたらされたのではなかろうか。

皮肉にも共和国末期の政治展開においては、政治闘争団体のうち、もっともラディカルでもっとも政党と結合したナチ党突撃隊という騎士団の対極にある組織が勝利をおさめていくことになる。その際の騎士団の弱点の最大のものは、やはり、反議会主義的院外組織として政党国家の現状を変革しなければならない、という組織の自立的性格そのものにあり、このジレンマは、遂には、騎士団を、1930年における民主党との合同による国家党結成という、現実的な、しかし自らの拠って立つ原理を捨て去った企図へとむかわせるのである。『宣言』に内在する思想的弱点については、既に本論で若干指摘しておいたが、騎士団の組織的拡大をもっとも妨げたものは、その利益政治にたいする否定的姿勢であろう。711個別利害を否定し全体福祉を優先するというあり方は、理念として受容されたとしても、現実に悪化する経済状況の下では、日常的利益の充足を約束しないでは更なる大衆運動化は果たせないものと思われるからである。

最後に、『宣言』の内容にたいする同時代人の根本的批判の論点のいくつかを、ホルヌングに拠りつつ紹介しておくならば、総じて批判の矛先は、代案としての「人民国家」構想にむかいその非現実性を突いている。例えば、前線体験の基盤上に国家を形成することに懐疑の念がもたれる。つまり、前線体験はつかの間の感情世界であって、そのようなものでは国家を継続的に担うことは不可能であるとされるのである。また、ひとつのブント的共同体、すなわち騎士団の構成原理を、国民のそれとなすのは無理であり、国民は決して騎士団のような精神的世界観的単一体ではない、と批判された。あるいは、政党国家か「人民国家」かの二者択一は誤りであり、内的論理に欠く「近隣区」構想の方が、政党制よりもはるかに機械的で、非有機的だと主張されたのであった。72)

他方、『宣言』の政党批判部分を評価する声もあった。諸団体を観察していた同時代人ポッセは、「騎士団のこのプログラム的声明は、中道陣営……に好意的反響を見い出した」とする。⁷³⁾彼は、「確かに、政治的経験というものが示されていない騎士団の『理想主義』を至るところで指摘できる」が、騎士団が「実践政治上説得的でありうるならば、団には、政党への飽きが特に強く広まっているこの陣営から、賛同者が殺到することは確実」であり、とりわけ、「自由民主主義的議会政治という戦前の構想・理念を……もはや意義を有するものとは受けとめていない中間層青年が、騎士団の新しい政治にむかいうるであろう」と言うのである。そして付言する。

「その気質ないし確信から、ラディカルな実験にはついていけない人々が、『フロントの狭間』という騎士団の政治的位置に魅かれるであろう――第一に、ナショナルな伝統の強調に愛着を感じるが、政治的には右翼には数えられない人々が」。

多くの中間層青年の最終的選択が、騎士団であったのかナチズム運動(の突撃隊)であったのか、あるいは、人々が「ラディカルな実験についていけない」ままであり続けるのか否かは、後の歴史に示されることになるが、『宣言』公表以後の騎士団においては、まずは、ポッセが支持層拡大の条件として提示した「実践政治上(の)説得」力を獲得すべく尽力することが必要となろう。『宣言』に示された現状批判・将来構想を、当面、具体的かつ説得的にいかに政策化していくのか、という点が課題として残されているのである。その意味で、騎士団は実際政治上、決して鉄兜団の「国家の中へ」戦術を凌駕しえてはいない。1930年の国家党結成という事態は、この課題解決が容易でなかったということを大いに予想させるものではあるが、果して、そこに至る過程で、自立的政治闘争団体としての騎士団がいかなる模索を重ねるのか、

興味深いところである。

註

- 1)拙稿「ワイマル共和国防衛組織『国旗団』の登場(Ⅰ)(Ⅱ)」『山口大学教育学部研究論叢』37-1(1987) 38-1 (1988) 参照。
- 2) 拙稿「ワイマル期民間国防団体の政治化」『史学研究』160(1983)参照。
- 3) 同、65頁。
- 4) A. Mahraun, Das Jungdeutsche Manifest, Volk gegen Kaste und Geld, Sicherung des Friendens durch Neubau der Staaten, Berlin 1927.
- 5)章タイトルは以下の通り。1.前線体験とその影響 2.旧市民的国民秩序 3.国民の新秩序 4. 組織(化)形態と指導形態 5.政党主義的民主主義 6.共同体 7.近隣区 8.指導(者) 問題と国家 9.ライヒの再編 10.クール(選出=認可制) 11.中央指導部 12.防衛(力) と人民国家 13.国民奉仕義務 14.個別問題 15.青年ドイツ騎士団 16.騎士団の新課題 17. 人民国家への途
- 6) Ebd., S. 4
- 7) なお、『宣言』の強調部分のみを抜粋して紹介したものに、H. Wolf, Der Jungdeutsche Orden in seinen mittleren Jahren 1925–1928, München 1978, S. 126ff. がある。また騎士団員にして法学者でもあったヘーン R. Höhn の『宣言』評価を紹介したものとして、手塚和男「ルードルフ・スメントの政治理論」『ヴァイマル共和国の政治思想』(宮田光雄編)創文社 1988年、340-344頁がある。更に言うまでもなく、K. ゾントハイマー『ワイマール共和国の政治思想』(河島・脇訳)ミネルヴァ書房 1976年(原著は1968年)は必読文献である。小論ではあるが、H. モムゼン「ワイマール共和国における世代間抗争と青年の反乱」(住沢訳)『思想』711(1983)も有益である。
- 8) K. Hornung, Der Jungdeutsche Orden, Düsseldorf 1958; Lexikon zur Parteiengeschichte. Die bürgerlichen u. kleinbürgerlichen Parteien u. Verbände in Deutschland (1789–1945), Köln 1985, Bd. 3, S. 138ff. ("Jungdeutscher Orden" v. K. Finker); Reichskommissar für Überwachung der öffentlichen Ordnung und Nachrichtensammelstelle im Reichsministerium des Innern: Lageberichte (1920–29) und Meldungen (1929–33). Bestand R 134 des Bundesarchiv Koblenz veröffentlicht als Microfiche-Ausgabe, hrsg. v. E. Ritter, München-New York-London-Paris 1979, Lagebericht Nr. 121 v. 28. 3. 1927, Material IV, S. 3f.
- 9) これについては A. Mahraun, Der nationale Friede am Rhein, Berlin 1926 を参照。
- 10) ゾントハイマー、156頁以下参照。
- 11) Manifest, S. 69ff.
- 12) Ebd., S. 65
- 13) Ebd., S. 70ff.
- 14) 『宣言』では殆どボリシェヴィズムに関して述べられてはいないが、『宣言』で構想される「人民国家」こそ、それに対抗できるものとされている。彼は言う。「ヨーロッパ諸国でのボリシェヴィズムの蔓延は、諸国家が自ら腐り、脆いものとなっているがゆえに可能となっているのだ。警察的施策では、危険は払えない。モスクワの理念に対し、より偉大なる理念を対置することのみが、救済手段として残っているのである」。A. Mahraun, Gegen getarnte Gewalten, Berlin 1928, S. 216f.
- 15) Manifest, S. 65f., 74f.
- 16) Ebd., S. 62f.

A・マーラウンの政治思想

- 17) Mahraun, Parole 1929, Berlin 1929, S. 39, 46f.
- 18) Manifest, 175f.
- 19) Gegen getarnte Gewalten, S. 197.
- 20) Lexikon zur Parteiengeschichte (Finker), S. 143
- 21) Manifest, S. 65, 68f.
- 22) Ebd., S. 40
- 23) Ebd., S. 33, 37
- 24) Ebd., S. 40f.
- 25) Ebd., S. 42ff.
- 26) Ebd., S. 22
- 27) Ebd., S. 48
- 28) Ebd., S. 53ff.
- 29) Ebd., S. 55
- 30) Ebd., S. 56
- 31) Ebd., S. 53
- 32) Ebd., S. 57ff.
- 33) 詳細は『宣言』第10章 (S. 135ff.) を参照。
- 34) ゾントハイマー、89頁。
- 35) Manifest, S.7f.
- 36) Ebd., S. 8f.
- 37) Ebd., S. 9
- 38) Ebd., S. 9f
- 39) Ebd., S. 11ff., 18
- 40) Ebd., S. 16f.
- 41) Ebd., S. 18f.
- 42) Ebd., S. 19f.
- 43) Ebd., S. 20ff.
- 44) Ebd., S. 22f.
- 45) Hornung, S. 80
- 46) Manifest, S. 49
- 47) Ebd., S. 47
- 48) Ebd., S. 50
- 49) Ebd.
- 50) Ebd., S. 148
- 51) Referat auf der Nachrichtenkonferenz in Dresden am 27. 4. 1928. "Uebersicht über die rechtsradikale Bewegung" (註 8 資料內—— Fiche Nr. 173)
- 52) Manifest, S. 88f.
- 53) Ebd., S. 82
- 54) Ebd., S. 81, 84
- 55) Ebd., S. 81f.
- 56) Ebd., S. 83
- 57) Ebd., S. 84, 89
- 58) Ebd., S. 90f.

- 59) Ebd., S. 81
- 60) Ebd., S. 84
- 61) Ebd.
- 62) 詳細は『宣言』第7章(S. 96ff.) を参照。
- 63) Ebd., S. 87
- 64) 詳細は『宣言』第9章 (S. 131ff.) を参照。
- 65) Ebd., S. 98
- 66) Ebd., S. 140 なお、「ライヒ会議」によって最高指導者が選出されることになる。最高指導者は必ずしも「ライヒ会議」の一員である必要はないが、いずれかの編制単位での指導経験が前提とされる。 彼の任期は基本的に終身であり、国民投票によってのみ解任されうる。(Ebd., S. 144f.)
- 67) Ebd., S. 146
- 68) Ebd., S. 147f. また各省庁も「ライヒ会議」に従属するものとされている。各大臣は「ライヒ会議」 に出席するが、投票資格はもたない。(Ebd., S. 145)
- 69) その他、12章では自衛戦争の権利が次のように主張されている。「我々は平和を欲するが、しかしまた解放を欲する。仮に欠けるとすれば、解放より平和が欠けることを欲する。これは、自衛戦争の権利を信ずることを意味する」。「人民国家は、その生存に欠くべからざるものと自主独立を防衛するための戦争のみは起こす、という点は保証するものである」。(Ebd., S. 175f.) また、13章で扱われている「国民奉仕義務」とは、青年層に一定期間主に荒れ地の開墾作業を命ずるもので、その狙いのひとつは、兵役義務が課せられない状況の下、これによって「犠牲的行為」ならびに共同体生活を経験させようとするものである。いまひとつの狙いは、これを集団入植運動の出発点となすことであるが、そこでは、「すべて発展する国民には拡大する空間が必要であ」り、入植運動は「現在のライヒ国境を越えて続行されねばならない」と述べられ、いわゆる「生存圏」理論的色あいの主張も散見される。(Ebd., S. 160ff.)
- 70) Ebd., S. 202f.
- 71) マーラウンの別の著作は、はっきりと「青年ドイツ運動は、メンバーにいかなる物質的恩恵も与えるものではない」と述べ、メンバー個々の利益擁護の問題は、「そのために形成されている利益政治諸組織」を自ら選択することで解決するように指示している。Parole 1929, S. 25
- 72) Hornung, S. 85f. なお、先に引用した(註51資料)公安関係者の報告は、行政府と立法府の一致に関しては、「政党システムと行政システムを一致させんとしているファシスト政体ないしソビエト政体との類似性」を言い、「クール指導者制」に関しては、騎士団がしばしば強調している「民主主義的諸原理への信奉は、この鈍重な間接選挙のシステムにおいては、もはや残存しない」としている。
- 73) E. H. Posse, Die politischen Kampfbünde Deutschlands, Berlin 1930, S. 57f.